

牧牛匱銘文考釋

——陝西省岐山縣董家村出土青銅器の研究(二)——

竹内康浩

はじめに

第一章 牧牛匱銘文考釋

第二章 牧牛匱をめぐる諸問題

第一節 牧牛と西周王朝について

第二節 牧牛匱の年代

おわりに

はじめに

私は、先に、陝西省岐山縣董家村から出土した合計三七件にもぼる青銅器のうち、裘衛なる人物の作器した四件

牧牛匱銘文考釋

の青銅器を對象として、西周中期の王朝の支配のあり方について考察した。⁽¹⁾ 本稿は、同じく陝西省岐山縣董家村から裘衛諸器とともに出土し、裘衛諸器よりも後の年代に屬すると見られる牧牛匱を對象として取り上げるものである。本器は、從來、匱匣（匱匣）と稱されてきた。⁽²⁾ しかし、本稿は、以下に明らかにするように、本器の作器者を牧牛とする立場から、本器の名稱を牧牛匱としている。まず、そのことを最初に斷っておく。

本器は、長大かつ極めて難解な銘文を持ち、その内容上、特に法制史の立場から注目されてきた。そうした立場にとっての本器の持つ意味については、別稿において詳細に論じたので、⁽³⁾ ここでは觸れない。本稿は、牧牛なる人物、あるいは彼と西周王朝との關係、といった問題にむしろ重點を置いて考察するものである。

1 竹内「裘衛諸器銘文考釋」陝西省岐山縣董家村出土青銅器の研究（一）『東京大學東洋文化研究所紀要』第二二〇冊、一九九三年。

2 次章以下の考察において參考とした論考を擧げる。

伊藤道治『中國古代國家の支配構造と西周封建制度と金文』中央公論社、一九八七年

胡留元・馮卓慧『長安文物與古代法制』法律出版社、一九八九年

周璇「矩伯、裘衛兩家族的消長與周禮的崩壞」『文物』一九七六年第六期

白川靜『金文通釋』補釋編、一九八五年

盛張（黄盛璋）「岐山新出匱匣若干問題探索」『文物』一九七六年第六期。のち、改稿の上、「岐山新出匱匣若干問題探索」

として、黄盛璋『歷史地理與考古論叢』齊魯書社、一九八二年、に收む。

田昌五「一篇重要的法律史文獻——讀匱匣銘文札記」『古代社會形態研究』天津人民出版社、一九八〇年（初出は、程武「一

篇重要的法律史文獻——讀倮區銘文札記』、『文物』一九七六年第五期)

唐蘭「陝西省岐山縣董家村新出西周重要銅器銘辭的譯文和注釋』、『文物』一九七六年第五期

李學勤「岐山董家村訓區考釋』、『古文字研究』第一輯 一九七九年

本章以下において某の説というときは、右に掲げた論考を指している。

なお、本器に言及する關連の論文を以下に挙げる(專論ながら見ることができなかったものもここに掲げる)。

伊藤道治「西周時代の裁判制度について』、『神戸大學文學部三〇周年記念論集』一九七九年

胡留元・馮卓慧「陝西金文看西周民法規範及民事訴訟制度』、『考古與文物』一九八三年第六期

胡留元・馮卓慧「西周法制史』陝西人民出版社、一九八八年

吳鎮烽「倮區銘文』、『陝西日報』一九七九年八月二八日(未見)

陝西日報「我國最早的法律判決書——倮區銘文』、『陝西日報』一九八三年一〇月四日三版(未見)

馮卓慧・胡留元「西周金文中司寇及其官司機構』、『考古與文物』一九八九年第二期

來因「我國法律史上的一篇重要文獻——西周青銅器倮區銘文』、『法學雜誌』一九八一年第一期(未見)

李學勤「試論董家村青銅器群』、『文物』一九七六年第六期

劉海年「倮區銘文及其反映的西周刑制』、『法學研究』一九八四年第一期(未見)

3 詳細は、竹内「西周時代の裁判に關する諸問題」(近刊予定)に論じておいた。また、松丸道雄・竹内康浩「西周金文中の法制史料」滋賀秀三編『中國法制史 基本資料の研究』東京大學出版會、一九九三年、の倮區の項も是非参照されたい。

第一章 牧牛匱銘文考釋

本章においては牧牛匱の銘文の考釋を試みる。その大筋は、かつて公にしたところと同じであるけれども、その際には、そこに掲げたような解釋をするに至った理由を充分に説明することができなかったたので、本稿において説明をしておきたい。

本器は、**圖1**に示すように、蓋付きの匱である。蓋付きの匱は、西周時代には大變珍しい。サイズは、通高二〇・五、全長三一・五、腹寬十七・五、腹深十二センチ、重さは三・八五キログラムである。蓋はその基本部分は眞つ平らで、ちょうど注ぎ口にかかる部分が動物の頭の形になっている。注ぎ口の部分を動物の頭の形に作ることは青銅器であれ陶器であれよく見られることであり、形状のうえでは匱の機能にふさわしくできている。

圖 1 本器の銘文は、器身に九〇字、蓋に六七字、合計で一五七字に及ぶ(**圖2**)。匱の銘文としては別格的に長いものである。しかも本器の場合に特殊であるのは、例えば殷などのように器身と蓋とに同じ銘文があるというのではなく、器身から始まった文が蓋へとつながって全體として一つの文を構成していることである。こうした例は極めて珍しい。銘文の内容も、青銅器の形としても、そしてまたこ





蓋銘



器身銘

うした銘文の配置状況も、西周青銅器の中において大變特殊なものであって、あるいはそこに當時において本器の持つていた特別な意味が存するのであるかもしれない。

以下、本器の銘文について、釋文・讀み下し・大意を示しておく。

〔牧牛匱・釋文〕

佳三月、既死霸、甲申、王在莽上宮。白揚父迺成餐曰、「牧牛。匱、乃可湛。女敢以乃師訟。女上刊先誓。今女亦既又卬誓。專・趨・奮・觀・儻甯亦茲五夫亦既卬乃誓。女亦既從辭、從誓。弋可。我義俊女千、嚴嚴女。今我赦女、義俊女千、黜嚴女。今大赦女、俊女五百、罰女三百受」。白揚父迺或使牧牛誓曰、「自今余敢擾乃小大事、乃師或以女告、罰到乃俊千嚴嚴」。牧牛罰誓、孚以告吏覲・吏百于會。牧牛辭誓成、罰金、儼。用作旅盃。

〔牧牛匱・讀み下し〕

佳れ三月、「月相は」既死霸、甲申「の日」、王、莽の上宮に在り。伯揚父、迺ち効（＝概？）を成して曰く、「牧牛よ。匱、乃、湛（堪）ふ可し。汝、敢へて乃の師と以に訟せり。汝、上刊（未詳）して先に誓せり。今、汝、亦た既に誓を卬すこと有り、專・趨・奮・觀・儻甯の亦た茲の五夫も亦た既に乃の誓を卬せり。汝亦た既に辭に従ひ、誓に従ふ。必ずや可ならん。我が義は汝を鞭すること千にして、汝を嚴嚴せんとするなり。今、我、汝を赦して、義は汝を鞭すること千にして、汝を黜嚴せんとするものなり。今、大いに汝を赦し、汝を鞭すること五百にして、汝に三百受を罰するものなり」と。伯揚父迺ち或いは牧牛をして誓はしめて曰く、「今自り余、敢へて乃の小大事を擾し、乃

の師或いは汝と以て告することあらば、則ち乃の鞭千・嚴處に到らん」と。牧牛、則ち誓ひ、厥れ以に吏覲・吏督に會（地名）において告せり。牧牛の辭誓成り、金を罰し、假せり。用つて旅盃を作る。

〔牧牛區・大意〕

時は三月、月相は既死霸、干支は甲申の日のこと。王（周王）は莽京の上宮（³）においてであつた。伯揚父（⁴）は判決（⁵）のあらましを述べて言つた。「牧牛よ（⁶）。〔以下の判決に〕そなたは堪えねばならぬ。そなたは敢えてそなたの軍をひきつれて、訴えるに及んだのであるから。そなたは上邗（未詳）して、先にも誓いをたてており、今また既に誓いをたてて印（⁷）している。また、專・趙・牆・觀・儻（以上の六字で五人の名。假に最後の人間を以つて二字名とする（⁸））の五人も、そなたの誓いを既に印して〔そなたの誓いの内容を裏付けて〕いる。そなたはまた、〔訴えに及んだことに對しての訓誡の〕辭にも従ひ、誓いにも従つてゐる。必らずやよしとせられるであらう。私としては、そなたを鞭打つこと千回（⁹）（その上で（¹⁰））嚴處とするのがよいと思つてゐた。今〔これに臨む前は〕、そなたを鞭打つこと千回にして、黜（¹¹）（先の嚴處よりも輕微なるものであらう）とするのがよいと思つてゐた。〔しかし〕今、大いにそなたを赦すことし、そなたを鞭打つこと五百回、罰金三百受を科すのがよいと思う。そこで伯揚父は、牧牛に誓いをたてさせて次のように言わしめたのである。「今後、私〔牧牛〕が、あなたとトラブルを起すようなことがあり、あなたの軍があなたとともに〔またもや〕私を告發するようなこととなれば、〔その時には〕鞭打ち千回と嚴處を受けましょう」。牧牛はこのように誓いを立てたのであるが、それは吏覲（¹³）・吏督（¹⁴）の二人とともに會というところになされたものであつた。牧牛の判決に對する受諾の辭と誓いとが成り、牧牛は罰金を支拂ひ、送りものをした。〔以上の經過により、牧

牛は」旅盃を作った。⁽¹⁵⁾

極めて難解な銘文であり、本器に初めて見えた字・語も多く、右に示したのもごく初歩的な解釋であり、未詳とした箇所も多い。そうした中においても、本稿では、従来とはかなり異なる見解を示しておいた。特に、作器者を牧牛とし、作器に至る事情についても独自の見解をとっているので、幾つかの點に關し、以下、説明を加える。

まず、「師」について述べる。

従来、諸家とも「師」を上司の意味に取り、はじめの伯揚父の言の「牧牛よ。馭、乃、灌^{みなじ}(堪)ふ可し。汝、敢へて乃の師と以に訟せり。」の部分の「師」とは牧牛の上司にして儼のことを指すと見る。その際、裁判關係金文に見られる「A以B告(訟)」の形式では、Bは常に被告であるとする説に立つから、牧牛が「師」即ち上司である儼を訴えたと見る。しかし、私としては、その説に些かの疑問を持つ。まず、金文における「師」の用例は、官職を示す場合が最も多く、「師氏」というもの、あるいは人名で「師△父」というものはそれである。官の上下、あるいは身分關係上、ある金文中の該「師」(「師氏」「師△父」)が作器者の實質的な上司に當たることはあり得ようとも、「師」という言葉そのものに上司の意味がある例は、金文にはほとんど無いと言つてよい。⁽¹⁶⁾この牧牛匱のように單に「師」とだけ稱する場合、「上司」の意に取ることはむしろ適當ではないのであろうか。そもそも、この「師」を上司の意とするのは、例えば李氏が『周禮』天官の注の「師、猶長也。」を引いているように、金文の用例から考えたものではない。「乃の師」は、銘文末の「乃の師或いは汝と以に告することあらば」の部分にも見える。この部分は牧牛の誓いの辭であつて牧牛は一人稱「余」であらわれており、それ故、「乃の師」の「乃」は牧牛を指すことは

あり得ず、因つて、この「乃の師」が「牧牛の上司」を指すと見ることはできないのである。⁽¹⁷⁾ 金文において、「師」と言った場合、官職名のほかに、軍旅を指す場合がある。本器の場合にもその意味にとつてよいのではないだろうか。即ち、伯揚父の判決（劾）中の「乃の師」は牧牛の軍旅であり、あとの牧牛の誓いの辭の中の「乃の師」は伯揚父の軍旅である、ということになる。本稿では、この意味に解している。⁽¹⁸⁾ また、裁判關係金文に見られる「A以B告（訟）」の形式においては常に被告であるとする従來の説に對しては、松丸道雄氏が金文中の「以」の用例を検討したうえで、Bが常に被告であるとする必要がないことを論じており、私もそれに賛成するものである。従來、下級者たる牧牛が上級者を訴えたことを以て牧牛が罪せられることになった原因と見てきたけれども、以上からすると、問題はむしろ牧牛が師（軍旅）を以て訟を起したことにあると見られる。つまり、強訴の如きその實力行使的な行動がとがめられているのではないであろうか。因つて、「汝敢以乃師訟」の「乃師」は、本銘の場合には決して被告ではないと考ふる。

次に本器の作器者に關する點について述べる。最も問題となるのは、銘文末の「儻」字をどのように見るか、ということである。従來はこの字をもって人名とし、「用作旅盃」の主語と定め、器名も儻匱と呼んできた。しかし、私はそうした見解に疑問を持つ。その理由は主に次の二點である。

①儻なる人物は、この銘文中には銘文末尾の該箇所以外には見えていない。「茲五夫」中に含まれる「儻」字は別字であり、文末の「儻」とは明らかに違ふ。⁽²⁰⁾ 即ち、これ以前の部分に現れない、それゆえ作器の原因・動機と何の直接的關係も記されていない人物が作器者であるとは極めて考えにくい。

②布字状況を見るならば、「儻」字は行末におかれ、改行して「用作旅盃」の四文字が銘文末、最終行にくる。そ



圖 3

の際、「用作旅盃」はその前六行と行頭が揃わず、二字分下げてから始まっている。不鮮明ながらも、胡留元・馮卓慧『長安文物與古代法制』所載のカラー寫眞によって布字狀況を確認すると、スペース上の問題によって二字下げを餘儀なくされたとは見えず、それ故意識的に空けたようにも見られる。このように、改行後に空格を設けている例には有名な散氏盤がある。散氏盤では、文章がいったん終了してから改行し、九字分の空格を設けた下に書記の名が記されている(圖3)。その例からすれば、本器の場合も、いったん文章が終了し、さらに「用作旅盃」なる文が續けられているものと見てよいの

ではないか。なお、付言しておく、金文中、文末の「用作……」上に主語がおかれていない例は珍しくない。

以上の二點から、私は、儼を人名と見て本器の作者とする見解にはにわかには賛同しがたい。儼は「用作旅盃」の主語ではなく前の文の終わりであり、「牧牛辭誓成、罰金、儼。」と讀むべきであろう。それではこの「儼」とは異なる意味であろうか。この字は元の字形では「儼」と書かれる。左の「𠂔」は人の側視形で「𠂔」に等しく、例えば「佃」と「甸」が通するように、「儼」が「𠂔」と同じであれば、この字（形）は、本器とともに陝西省岐山縣董家村から出土した五祀衛鼎・九年衛鼎の文末にも見えている字ということになる。該字は、それらの器においては、作者である裘衛の側において事の大團圓に行われた儀禮の一環を指している。本器においても、減刑處分を受けた牧牛が、誓辭を作り終わり、罰金を支拂い、儼Ⅱ儼なる儀禮を行った、と見ることが可能ではないかと考える。従って、「儼」は必ずしも作者者を指さねばならないものとは言えない。

以上により、私は、本器の作者は牧牛であると考えられるものである。この銘文中、最も多く觸れられている人物は牧牛なのであるから、これはそもそも當然の話であって、意外な結論では決してない。本器の名稱は、従來の儼匱ではなく、牧牛匱とするのが正しいと考える。

- 1 『中國法書選1 殷・周・列國 甲骨文・金文』二玄社、一九九〇年、の儼匱の考釋（竹内康浩擔當）。また、松丸道雄・竹内康浩「西周金文中の法制史料」滋賀秀三編『中國法制史 基本資料の研究』東京大學出版會、一九九三年、の儼匱の考釋（竹内康浩擔當）。

- 2 全長は『中國美術全集 工藝美術編4 青銅器（上）』により、その他のデータは『陝西出土商周青銅器 一』によった。
- 3 上宮の語は金文に初見。「△宮」と稱するものには、

新宮・師遼殷・十五年趙曹鼎

康宮新宮・望殷

西宮・幾父壺

といった例がある。なお、この「△宮」と稱するものは、場所を指すのみならず人物を指すこともある。晉鼎の東宮、平鐘（羅西章「扶風出土的商周青銅器」、『考古與文物』一九八〇年第四期）の南宮はいずれも人名である。付言すると、『詩經』鄘風・桑中に「要我乎上宮」と見える上宮は地名であり、本器の銘文の上宮とは無関係であろう。

4 黃盛璋氏はこの伯陽父を、『國語』周語に見える伯陽父と同一人物であるとす。胡・馮氏も同じ考えである。

5 原文「餐」。白川氏は、賓饗・問責の意とする。ここでは李學勤氏らの説に従い、判決の意としておく。

6 人名である。とはいえ、「牧牛」の二文字で個人名であるかどうかは不明である。即ち、金文には官名として牧が見えてい
るからである。

林・吳・牧（同殷）

甌司我西扁東扁僕駿百工牧臣妾（師毀殷）

といった例は、いずれも『周禮』の牧人に比定される。本銘の牧牛も、「牧（官名）十牛（人名）」とも見なし得るわけである。金文の通例からいえば、銘文中で二度目以降に現れる際には官名が省かれる場合がよく見られる。しかし、本銘中、牧牛は四回登場し、そのうち一度たりとも「牛」とは稱されていない。その意味では、牧を官名と見る必要はないのではないかと、李學勤氏のように、牧も牛も官名であるとするのは行き過ぎである。私としては、同じく陝西省岐山縣董家村出土の青銅器に見える裘衛の「裘」と、本器の「牧牛」が、いずれも畜獸に關係する字を以て名とすることに何らかの意味がありは
しないか、との推測をもつ（勿論、單なる偶然であるかもしれない）。

7 原字形は𠂔。多く、「御」と見るけれども、それならば「午」の部分がないことがいかにも解せない。金文中に似た形の字

を採してみると、穆公毘蓋に「王夕卿醜于大室。穆公啓啓。王乎宰利……。」とある「啓」が字の構成要素としては近い。他に比較検討の材料もなく、ひとまず「卩」と見て、「記す」としておき、但し、一つの推測を以下に記しておく。居延簡をはじめ、漢簡中にはしばしば見える字に「卩」があり、黄盛璋氏は、この字は「節」の略字にして「結」の假借、すなわち帳記の終了を表すと見る（「江陵鳳凰山漢墓簡牘及其在歷史地理研究上の價值」『文物』一九七四年第六期）。その後、陸錫興氏は「已」と讀む説を出している（「釋『卩』」『考古』一九八七年第二期）。それでも、要は、該字を何事かの終了したことを意味するものと見ていることでは變わりはない。本銘の「卩」及び穆公毘の「卩」もあるいはその意味で通じるのではないであろうか。牧牛匾では牧牛や五夫の誓いが済んだことを、穆公毘では穆公による儀禮の執行が済んだことを意味している、と見ることが、文意からは自然であるとも言えよう。無論、金文と漢簡とを直接に並べて比較することは適當ではなく、以上は勝手な憶測に過ぎない。

8 白川氏は、「齋を専趙し、儻の造を覲したり。」と文章として讀む。この部分は、「今、汝、亦た既に誓を卩すこと有り、専・趙・齋・覲・儻の亦た茲の五夫も亦た既に乃の誓を卩せり。」という、對の文の後半であり、その基本構造は「A亦既に誓である。Aに當たるのが、前者は「汝（卩牧牛）」であり、後者は「専・趙・齋・覲・儻の亦た茲の五夫」であるということにすぎない。

9 兩字とも金文に初出。何らかの刑罰を指すものである。黄盛璋氏は、刻面か刻額のことと見る。

10 先の黻嚴と同じく刑罰を指すものである。黒に従う字形であり、黻刑に關係あるものと見る。但し、詳細は不明である。黄盛璋氏は、黻を黻とし、黻嚴の二字で免職ないし、刑の免除と見る。しかし、そうすると、「大赦」よりも「赦」の時のほうが刑が軽くなってしまふことも考えられ、量刑の輕重がおかしくなりかねないように思う。

11 李學勤氏は、「今大赦汝俊五百」が一句でありここは一氣に讀むべきだとする。そうすると、牧牛に科された刑罰は罰金三百受だけということになる。銘文末には、牧牛が済ませた刑罰としては罰金のことが記されているだけであるから、確かに李

氏の讀み方にも一理ある。しかし、本來料されるべき「倭汝五百」を免除するというのならば、この句よりも前に「倭汝五百」について既に言及されているべきである。そもそも、刑の決定を記したこの「我義倭汝千、獻嚴汝。今我赦汝、義倭汝千、黜嚴汝。今大赦汝、倭汝五百、罰汝三百受。」の部分は、三つの文よりなる。一見して氣づくように、第二・第三の文は、第一の文「義倭汝千、獻嚴汝。」という文構造を基礎としてその上に「今我赦汝」「今大赦汝」を付加しているのである。それ故、文章構造上から言えは李氏の讀み方は基本構造の文を途中で切るものであり、意味上においては傾聴すべき點はあるもの、適當ではないと考ふる。

12 受は財貨に關する重量單位である（松丸道雄「西周時代の重量單位」『東京大學東洋文化研究所紀要』第一一七冊、一九九二年、參照）。三〇〇受は金文中に見える最大の數であり、また、本銘と同様に刑罰のことを記す師旂鼎の場合にも同じく三〇〇受という數字が見えていることは注目に値する。

13 吏は史・使に通ずる。史葉靦なる人物の作器がある（Pope, Gettens, Cahill, and Barnard, *The Freer Chinese Bronzes*, Vol. 1, 1967, No. 70）が、その時代は本器よりも早く、おそらく無關係であろう。

14 同じく史官の作器になる史昏爵が知られる（陳夢家「松丸道雄改編」『殷周青銅器分類圖錄』R三三七三）が、その時代は本器よりも早く、この場合も、おそらく無關係であろう。

15 盃と自名するも器形はいわゆる匜であり、それも盃のついた大變珍しい匜である。旅器は旅行中に用いる器のことで、旅行中に作った器のことではない（黃盛璋「釋旅彝」『歷史地理與考古論叢』、齊魯書社、一九八二年）。罰が輕減されたとはいえず、訴訟にまでなった事件の始末上、こうした内容の銘を持つ器を作らねばならなかったものの宗廟用の專器とはしがたかつたのであるうか。

16 盃盃の「厥君厥師」の「師」は君と並べられていることよりすれば、あるいは上司の意味かもしれない。但し、以下に述べるように、この場合も軍旅の意味でも充分に通ずる。

17 この部分について李氏が「又換成伯揚父口氣」というのは、いかにも無理な、苦しい説明である。

18 但し、金文において、軍旅の意味の「師」の場合には、原字形は「𠄎」であって、右に「𠄎」がつかないのが通例である。その點で、この推測には弱點があることは認めねばならない。

19 松丸「西周後期社會に見える變革の萌芽」『東アジア史における國家と農民』 山川出版社、一九八四年。また、松丸道雄・竹内康浩「西周金文中の法制史料」滋賀秀三編『中國法制史 基本資料の研究』 東京大學出版會、一九九三年、の「おわりに」の部分（松丸氏の執筆）。なお、竹内康浩「西周時代の裁判に關する諸問題」（近刊予定）でもこの問題について扱っており、竹内個人の意見はこの專論を参照されたい。

20 「𠄎」と「𠄎」とを同じとする説も存在する。しかし、牧牛と同様に誓いをたてる五夫の中から一人だけがどうして最後にまた現れて、牧牛からの罰金を使って作器するのか、しかもそれが牧牛の上司であるとするのであるから、まことに支離滅裂というほかない。

第二章 牧牛匱をめぐる諸問題

第一節 牧牛と西周王朝について

前章において考察した所に基づき、本章では牧牛匱の銘文が持つ問題點について考えてみる。本稿では、従來の説とは異なり、本器の作器者を牧牛であると考えた。それ故、ある意味では従來の諸説に増して、牧牛という人物やその行動に關する比重が大きくなっている。銘文に對する考察から知られる牧牛という人物についての情報を、あらた

めて整理・検討してみよう。

前章の考察に基づき、本銘の骨子を述べてみると、牧牛は彼の私兵を率いて實力行使的に強訴を行い、そうした彼の行爲が當然責められるところとなり、二度ほど減刑が行われた上で罰金刑が確定し、牧牛はそれに服した、ということになる。

本稿では、本器の作器に至った事情について、牧牛が彼の兵を率いて強訴のような行爲を行った、その點が責められることとなったものと解した。然らば、牧牛は、私兵を持ち得るだけの存在であったこととなる。また、二度ほど刑が緩められたうえで、牧牛は三百受の罰金を拂っている。三百受はほぼ三百キログラムにも相當する大變な額であり、⁽¹⁾師旂鼎の場合にも同様に三百受の罰金が科されているが、そこでは必ずしも罰金が拂われたとは見られないので、⁽²⁾實際にこれ程までの數字を拂った例としては本器が唯一の例である。即ち、牧牛は、私兵を持ち、多額の罰金を拂い得るほどの財力を有していたと考えられる。また、前者の私兵の保有という點からいえば、牧牛は、周王朝の權力に依存・寄生することでその地位・立場を保持していたというのではなく、彼自身が自立した力を有する、ある程度の地位を持っていた人物であるともいえるであろう。しかしながら、本器の銘文は決して周王と無關係ではない。本器の銘文に記される所は、文頭の「王、莽の上宮に在り」に明らかのように、周王の支配のもとにおける状況である。既にしばしば觸れたように、本稿は、牧牛が處罰を加えられるに至った直接的な原因は、牧牛が私兵を率いて強訴の如き行爲をしたことにあると見る。従來の説は、牧牛が彼の上司を訴えたことに對して處罰が下されたのだとした。しかし、本器と同じく陝西省岐山縣董家村から出土した五祀衛鼎の銘文では、裘衛なる人物が、明らかに彼の上位に位置する邦君厲を相手として訴えを起こし、その主張が認められているのであって、その例よりすれば、上司を

訴えることそのこと自身が處罰の対象となつたとはむしろ考えがたいのではないであらうか（五祀衛鼎と牧牛匱とでは後者の方が年代的には後に屬するから、後に變化したのだと言われればそれまでであるが）。また、假に牧牛が上司を訴えたのだとしても、そもそも上司を訴えることが西周王朝の法制度上の一つのタブーであつたならば、牧牛は、上司を訴えるというタブーを犯す愚行をしたあげくに當の法制度に裁かれたいかにも間拔けた愚者としか見え、その行動はどうにも不條理であり、またそれならばのちに處罰が二度も改め緩められることもなからうと思われる。私としては、牧牛が處罰されるに至つた直接的原因是、やはり牧牛が彼の私兵を率いて實力行使に出たことにあると考へるものである。しかし、何ゆゑに牧牛がそうするに至つたかという究極的な原因は、結局、銘文からはわからないというほかはない。

刑の決定後、伯揚父は牧牛に、「今自り余、敢へて乃の小大事を擾し、乃の師（軍隊）或いは汝と以に告することあらば、則ち乃の鞭千・黻麤に到らん。」という誓いを立てさせる。そこで「乃」と言われているのは、文脈から言えば伯揚父である。⁽³⁾これよりすれば、牧牛と伯揚父との間に、彼ら二人のみならず一族を卷き込んでの争いがあり、それはどうやら牧牛が押さえ込まれるような形でひとまず收束したらしい。その裁きは西周王朝の權威のもとで行われた。牧牛は、當初、鞭や墨刑に處せられるべきところ、大赦によつて罰金で済むこととなつたようである（鞭五百ともあるが、假にそれが執行されれば間違ひなく死刑に等しいから、行われたとは考えられない。文末にも罰金のことば記されているが、鞭のことはない。なお、牧牛の拂つた罰金を、西周王朝あるいは伯揚父のいづれが受領したのかは不明である）。牧牛に對する刑が罰金に落ち着いたということは、三百受という額が極めて多額なものではあつても、肉刑を回避し得たということでありわけ牧牛にとつて利益の大きい決定であつたのは當然であらう。一方の王朝

側からするならば、赦・大赦と續いて刑罰が緩められ、その厳格な執行がなされないことは、本來決して好ましいことではあり得ない。しかしながらここでは大赦とまで言つて、牧牛に對する苛酷な刑罰を、むしろ王朝側のほうが進んで回避しようとしているかのように見える。その代償として王朝側が獲得するのは、三百受という多額の財である。牧牛は確かに責められるべき行爲をしたにせよ、それに對し厳格な刑罰を加えることによつて生じる結果よりもむしろ刑を緩め多額の財で贖わせることのほうが、王朝として獲得する實質的（かつ計量可能な）利益はあるというものである。即ち、本銘の事例においては、王朝側及び牧牛の側の双方にとつて實利が得られるような決定が最終的になされた、というように見ることが可能ではなからうか。これは、當時、刑罰（あるいは制裁）というものが、罰する側の一方的な強權によつてのみ決定され執行されるのではない、というように考えるべきであらう。あるいは、牧牛に對し強壓的に望むことを避けたのかもしれない。いかなる原因によるものかは不明ながら、牧牛は彼の兵を伴つて、強訴のごとき行動を取り、そのことに對し罰が下された。しかし、必ずしも嚴罰が與えられたのではなく、王朝側・牧牛側双方とも、言わば實を取るような形におさめられた、と言ひ得る。

1 松丸道雄「西周時代の重量單位」『東京大學東洋文化研究所紀要』第一一七册、一九九二年。

2 松丸道雄・竹内康浩「西周金文中の法制史料」滋賀秀三編『中國法制史 基本資料の研究』東京大學出版會、一九九三年、の師斨鼎の項を參照。

3 問題として「伯揚父迺或使牧牛誓曰、『自今余敢擾乃小大事。乃師或以女告、則到乃俊于嚴嚴。牧牛則誓、乃以告吏甄、吏管于會。牧牛辭誓成、罰金、餼。』」の部分、本稿では「伯揚父迺或いは牧牛をして誓はしめて曰く、『今自り余、敢へて乃の小大事を擾し、乃の師或いは汝と以に告することあらば、則ち乃の鞭干・嚴嚴に到らん』と。牧牛、則ち誓ひ、厥れ

以に吏甄・吏晉に會において告せり。」というように讀んだ。しかし、別な讀み方を示す説がある。例えば、右の『』の中を二つに區切り、前半「自今余敢擾乃小大事。」までを牧牛の誓いの言葉とし、残る後半の「乃師或以女告、則到乃俊千艱。」の部分は伯揚父が言ったものとするのである（胡・馮氏）。また李學勤氏は、後半部分は牧牛が伯揚父の口氣で言ったものとする。こうした説は、右の『』内を全て牧牛の言葉とすると、「乃師」の解釋に困ることに困る。しかしながら、「伯揚父廼或使牧牛誓曰、『……』。牧牛則誓、……。」という文章であるから、『』内を全て牧牛の誓詞と見るのが當然であつて、伯揚父が言ったものとするのも無理なら、伯揚父の口ぶりとするのも妥當ではない。要は「師」の字を上司の意味に取る限り、こうした無理は到底避けられないのである。その意味からも、上に述べたように、「師」は寧族の意味にとつた方がよいと考える。

第二節 牧牛匱の年代

最後に、牧牛匱の年代について確認しておこう。

本器の器種である匱が、西周中期の終わり頃に現れるものであることは、殷周青銅器の常識であるので、本器を西周の初め頃に置く説はさすがにない（勿論、殷や春秋時代もない）。『商周青銅器銘文選』が本器を懿王期に置くのが、本器の年代に關し、もっとも早く考える説であり、この場合、本器は西周中期の半ば頃に屬することとなる。一方、最も遅い説は、高本森氏や胡留元・馮卓慧氏の幽王期説であり、幽王は西周最後の王であるから、その説に従うと、本器は西周最末期の器ということになる。前者については、これを懿王期とすると、匱という器種の出現としてはやはり早すぎるとの感を否めない。後者については、例えば胡・馮兩氏は、本器の銘文中の伯揚父を、『國語』

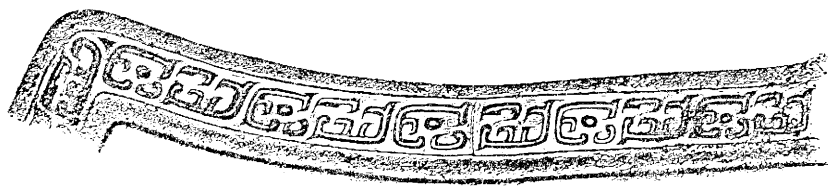


圖 4



圖 5

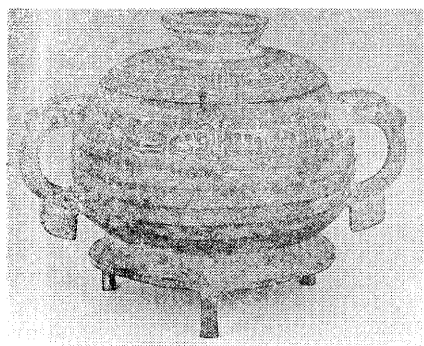


圖 6 a

周語に見える幽王期の人物である伯揚父と同一人物とみなすことが主な根據となっている。しかし、その點については必ずしも確かとは言いがたく、一方には、本器に見える吏卣を卣鼎の卣と同一とみなし本器を孝王期とする見解（白川靜氏）も存在するから、伯揚父を根據として時代を論じるのも、必ずしも説得的ではない。銘文ではなく、器のほうから年代を推定してみたい。

本器は、蓋と器身とからなる。蓋付きの匱は西周期のものとしては大變珍しいものである。それ故、蓋そのものないし蓋付きの匱という形での考察はできない。因って、器身を對



圖 6 b

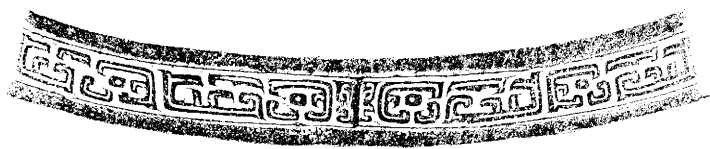


圖 7

象とし、主にその紋様から考察してみる。

本器の紋様(圖4)は、口沿下にいわゆる竊曲紋が、そしてその下に弦紋が一本走る、という比較的單純な構造になっている。そのうちの竊曲紋について見てみよう。この竊曲紋と稱する紋様もいくつかの類型があつて、本器の竊曲紋と同一のものが、西周期の器にしばしば見えている。その中から、代表的な例を以下に挙げておこう。例えば、大克鼎の口沿部におかれているのはまさしくこの紋様である(圖5)。他にも例は多く、特に殷に使われている場合が顯著である。饒殷(圖6)の器身もそうであり(蓋は違ふ)、また、師斝殷(圖7)も同じである。新出器の中にも例は多いが、ここではその中から幾つかを挙げておこう(圖8、9、12)。ここに挙げた例はいずれも西周中期から後期に至る時期の器であり、さらに言えば、決して最後期に屬するものではない。例えば、師斝殷は夷王期に、大克鼎はほぼ厲王期頃に當たると考えられ、饒殷は何王のときと特定はしえないものの、西周中期と考えられている。新出器の場

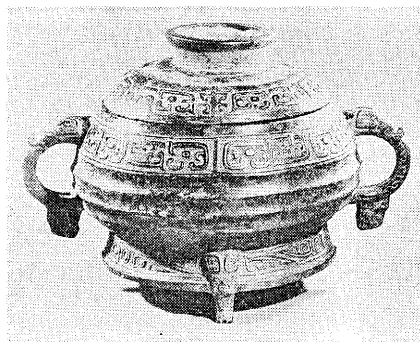


圖 8



圖 9

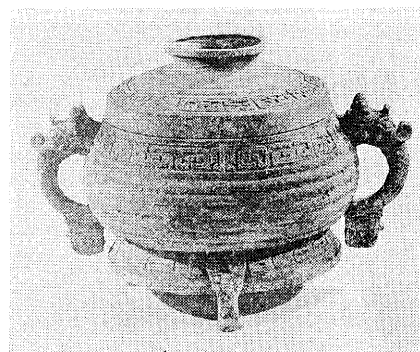


圖 10

合にも、そのほとんどが西周中期から後期にかけてのものと思われる。こうしたことからして、本器もまた西周中期から後期にかけてのあたりに屬すると考えるのが妥當であろう。中期ないし後期いずれか一方に絞り得るだけの材料もなく、いささかあいまいながら、このように考えておきたい。

- 1 高 『西周青銅彝器彙考』 中國文化大學出版部、一九八六年。
- 2 いずれも 『陝西出土商周青銅器』 から採った。掲載卷・番號は附載の圖版出典を参照されたい。



圖 11



圖 12

おわりに

以上、これまで倣匱と呼ばれてきた器について、作器者は牧牛であると考え、名稱も牧牛匱と改めたいうえで、検討を加えてきた。語句については従來の讀みを基本的に繼承しつつも、しかし全體としては相當に異なる解釋を示す結果となった。本稿に示したところは現在の私にとっての一つの試案に過ぎないけれども、本器の作器者を牧牛であるとするべきことは、やはり強く主張しておきたい。少なくとも西周金文の常識から言えば、これ程までの長文銘において

て、文末の最後にただ一度だけ現れる人物が作器者であるということは、どうしても考えがたい。従來の讀み方に従つても、この銘文が牧牛なる人物の行動を中心に書かれていると見ることは同じであつて、そうしたことから、牧牛を作器者と見ることはむしろ自然であると思われる。

牧牛は、自らの軍を以て實力行使的行爲に出た。それは當然西周王朝側に責められることとなつたけれども、いたずらに牧牛に厳しい刑罰を加えることは王朝の側からも回避され、双方が實を取るような形で解決がはかられた。結果はこのようであり、要は、牧牛の勝手な振る舞いが引き起こした事件であるかに見える。銘文に記されるところは確かにそれに盡きようが、しかしこれを別様に見るならば、牧牛という人物の勢力の紛れもなき伸長、それに對する西周王朝の一定の讓歩、を看取できるのではないであらうか。何故に、牧牛は二度にわたつて赦を與えられることとなつたのか、やはりそこには、牧牛に對する西周王朝の何か特別な意識とでも言うべきものを認めてよいのではないか。これまでも、牧牛を小貴族と見る説があつたが、この器の屬する時代を象徴する新興層の代表として牧牛をみることは、あながち不當ではないと考えるものである。

前稿に引き續き、陝西省岐山縣董家村出土の青銅器を對象として考察してみた。先の裘衛諸器、そして本稿の牧牛匜は、特に中國古代法制史の研究上からしばしば取り上げられてきた。これらの青銅器は確かに重要な内容の銘文を持つ貴重な資料である。しかしながら、これらの器は、合計三七件にも達する同出器群の中の一部であつて、そうした全體の中においてこれらの器がどのような位置にあるのか、また器群全體の中に何らかの變化が見られないか、といった點について、實はこれまであまり觸れられてきていない。續稿においてあらためて考察を加えることとし、本稿はひとまずここで筆を擱くこととする。

圖版出典

- 圖 1 『中國陝西省寶鷄市周原文物展』岐阜市歷史博物館、一九八八年、四六頁
- 圖 2 『文物』一九七六年第五期
- 圖 3 『定本 書道全集 1 殷·周·秦』河出書房、一九五六年
- 圖 4 『中國陝西省寶鷄市周原文物展』岐阜市歷史博物館、一九八八年、四七頁
- 圖 5 『上海博物館藏青銅器』四七
- 圖 6 『商周青銅器特典圖錄』國立故宮博物院、一九八五年
- 圖 7 『商周青銅器紋飾』九四頁
- 圖 8 『陝西出土商周青銅器』二一一—二三八
- 圖 9 『陝西出土商周青銅器』二一一—二一五〇
- 圖 10 『陝西出土商周青銅器』三一—九
- 圖 11 『陝西出土商周青銅器』四一一—四〇四
- 圖 12 『陝西出土商周青銅器』四一一—二〇〇